

高等学校卒業程度認定審査規則の概要等について（新規）

令和3年6月の教育再生実行会議の提言等を踏まえ、高等学校卒業程度認定審査規則を公布、施行しましたので、その概要や留意事項をお知らせいたします。

3 文科初第 2618 号
令和 4 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 立 大 学 法 人 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長

御中

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

文部科学省高等教育局長
増 子 宏

高等学校卒業程度認定審査規則の施行について（通知）

この度、別添 1 のとおり高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号。以下「認定審査規則」という。）が令和 4 年 4 月 1 日に公布、施行されました。

認定審査規則は、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和 3 年 6 月 3 日教育再生実行会議）及び「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会答申）における提言を踏まえ、飛び入学制度の活用を促す観点から、大学への飛び入学者について、文部科学大臣が高等学校卒業者と同等以上の学力を有することを認定する制度（以下「高等学校卒業程度認定審査」という。）を創設するものです。

認定審査規則の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただきますようお願いいたします。

各都道府県教育長におかれては所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この文において同じ。）及び高等学校等を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育長におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等及び学

校法人に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の高等学校等及び学校設置会社に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いいたします。

記

第 1 認定審査規則の概要等

（1）趣旨（第 1 条、附則第 2 条関係）

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 56 条において、高等学校の修業年限は 3 年（定時制及び通信制の課程は 3 年以上）、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 96 条において、高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては 74 単位以上を修得した者について行わなければならないことが規定されている一方、同法第 90 条第 2 項及び同規則第 151 条から第 154 条まで等において、高等学校等に 2 年以上在学し、特定の分野において特に優れた資質を有する者が大学へ飛び入学できる旨が規定されている。

しかしながら、飛び入学者は、高等学校等を中途退学して大学へ入学することとなり、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校等卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学制度の活用が促進されない一因ともなっている。

グローバル化の進展に伴い激化する国際競争の中で、新たなイノベーションを創出し、国際的に活躍できる人材を育成するため、飛び入学制度の活用を促していくことは重要であることから、大学への飛び入学者について、高等学校卒業と同等の法的地位や社会的評価が得られるための仕組みを構築することが必要である。

そのため、認定審査規則は、高等学校等を中途退学となっている大学への飛び入学者について、大学入学後の進路変更等に対応できるよう、大学での一定の単位の修得状況を基に、文部科学大臣が高等学校卒業者と同等以上の学力を有することを認定する制度を創設するものである。また、学校教育法施行規則を改正し、高等学校卒業程度認定審査の合格者を大学入学資格を有する者に加えることで、高等学校卒業と同等の法的地位を与えるものである。

（2）高等学校卒業程度認定審査の実施（第 2 条関係）

高等学校卒業程度認定審査は、毎年少なくとも 1 回は実施すること。実施時期等は、あらかじめインターネットその他の適切な方法により公表すること。

（3）出願資格（第 3 条関係）

高等学校卒業程度認定審査に出願できる者は、学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に飛び入学した者とする。なお、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年文部科学省令第 80 号）による改正前の学校教育法施行規則第 69 条第 5 号の規定により大学に入学した者も出願できるものとする。

(4) 審査の方法（第4条関係）

高等学校卒業程度認定審査は、文部科学大臣が別に定めるところにより、高等学校等及び大学における学修の成果その他これに相当するものを審査して行うこと。

具体的には、高等学校卒業程度認定審査実施要綱（以下「実施要綱」という。）（別添2）において、以下のとおり基準を定めること。

- ①高等学校において50単位以上を修得していること（高等学校以外の学校種の場合には、高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること等）
- ②大学において16単位（大学入学後に履修して修得した単位に限る。）以上を修得していること
- ③修得した単位が特定の教科・分野等に偏っていないこと

(5) 出願手続（第5条関係）

高等学校卒業程度認定審査を受けようとする者は、出願書類に、履歴書、大学・高等学校等が発行する成績証明書等を添えて、文部科学大臣に願出しなければならないこと。なお、証明書等については、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができること。

(6) 認定審査合格者（第6条、第7条及び第8条関係）

認定審査合格者に対しては、合格証書を授与すること。

また、認定審査合格者がその合格の証明を願出したときは、合格証明書を交付すること。

(7) 不正の行為を行った者に対する処分（第9条関係）

文部科学大臣は、高等学校卒業程度認定審査に関して不正の行為を行った者に対しては、その合格を無効とすることができること。

(8) 施行期日（附則第1条関係）

公布日（令和4年4月1日）から、施行すること。

(9) 実施要綱の策定について

高等学校卒業程度認定審査の審査基準、手続その他審査の実施のために必要な事項を定めるため、実施要綱を策定したこと。

第2 留意事項

1 高等学校卒業程度認定審査の周知について

飛び入学制度を実施している大学においては、飛び入学を検討している者や既に飛び入学した者に対して、説明会等の機会において高等学校卒業程度認定審査の趣旨・内容等について周知いただきたいこと。また、各高等学校等においても、生徒に対し、飛び入学制度とあわせて、高等学校卒業程度認定審査の趣旨・内容等について周知することについて御配慮いただきたいこと。

2 大学への飛び入学制度の積極的な活用・適切な運用について

各大学においては、飛び入学制度の導入及び積極的な活用を改めて検討されたいこと。また、その際には、「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」（平成13年12月27

日付け 13 文科高第 1396 号) (別添 3) を踏まえ、適切な運用を図ること。

3 大学への飛び入学のために、高等学校等を中途退学した者への配慮について

飛び入学制度の活用を促すためには、中途退学によって高等学校等の「卒業生」となれないことへの心理的抵抗を和らげることも有効と考えられることから、各高等学校等においては、飛び入学のために中途退学した者に対し、高等学校卒業程度認定審査を利用するか否かにかかわらず、例えば、卒業アルバムや同窓会名簿等への掲載、卒業式や卒業生の参加するイベント等への招待、一般の「卒業生」に代わる呼称(例えば、「名誉卒業生」や「同窓生」等)の検討を行うなど、本人の希望も踏まえつつ、卒業生に準じた配慮を検討いただきたいこと。

【本件連絡先】

○高等学校卒業程度認定審査規則について

文部科学省 初等中等教育局 参事官(高等学校担当) 付

TEL : 03-5253-4111 (内線 3707)

○大学への飛び入学制度について

文部科学省 高等教育局大学振興課

TEL : 03-5253-4111 (内線 3338)

○文部科学省令第十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定に基づき、高等学校卒業程度認定審査規則を次のように定める。

令和四年四月一日

文部科学大臣 末松 信介

高等学校卒業程度認定審査規則

（趣旨）

第一条 学校教育法（第三条及び第五条第一項第三号において「法」という。）第九十条第一項の規定に基づき、同条第二項の規定により大学に入学した者が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための審査（以下「高等学校卒業程度認定審査」という。）を行う場合は、この省令の定めるところによる。

（高等学校卒業程度認定審査の施行）

第二条 高等学校卒業程度認定審査は、毎年少なくとも一回、文部科学大臣が行う。

2 高等学校卒業程度認定審査の施行期日及び出願の期限は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

(出願資格)

第三条 高等学校卒業程度認定審査を受けることができる者は、法第九十条第二項の規定により大学に入学した者（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年文部科学省令第八十号）による改正前の学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第五号の規定により大学に入学した者を含む。）とする。

(審査の方法)

第四条 第一条に規定する認定は、文部科学大臣が別に定めるところにより、高等学校等（高等学校及び学校教育法施行規則第一百五十四条各号に掲げる者が在学した学校等をいう。次条第一項第四号において同じ。）及び大学における学修の成果その他これに相当するものを審査して行う。

(出願手続)

第五条 高等学校卒業程度認定審査を受けようとする者は、出願書類に次の各号に掲げる書類を添えて、文

部科学大臣に願出なければならぬ。

一 履歴書一通

二 戸籍抄本又は住民票の写し一通（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

三 大学が発行する法第九十条第二項の規定により当該大学に入学したことを証する書面

四 高等学校等が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

五 大学が発行する成績証明書その他の学修の成果を証する書面

2 前項第二号から第五号までに掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

（認定審査合格者）

第六条 高等学校卒業程度認定審査に合格した者を認定審査合格者とする。ただし、その者が十八歳に達していないときは、その者は、十八歳に達した日の翌日から認定審査合格者となるものとする。

（合格証書の授与等）

第七条 認定審査合格者（十八歳に達していない者を含む。第九条第三項において同じ。）に対しては、合

格証書を授与する。

2 合格証書を有する者がその氏名若しくは本籍を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由を付して願い出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

(合格証明書の交付)

第八条 認定審査合格者がその合格の証明を願い出たときは、合格証明書を交付する。

(不正の行為を行った者に対する処分)

第九条 文部科学大臣は、高等学校卒業程度認定審査に関して不正の行為を行った者に対して、その合格を無効とすることができる。

2 前項の規定により合格を無効にするときは、文部科学大臣は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。

3 第一項の規定による処分を受けた認定審査合格者は、直ちに合格証書及び合格証明書を返納しなければならない。

(雑則)

第十条 この省令に定めるもののほか、高等学校卒業程度認定審査の実施に関し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第二条 学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。

第百五十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審

査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

高等学校卒業程度認定審査実施要綱

令和 4 年 4 月 1 日

文部科学大臣決定

高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号。以下「規則」という。）第 4 条及び第 10 条の規定に基づき、高等学校卒業程度認定審査（以下「認定審査」という。）の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（審査の実施）

第 1 条 毎年 6 月と 12 月の時期に実施する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（出願の期限）

第 2 条 出願の期限は、前条に定める実施時期を踏まえて定めるものとする。

（審査基準）

第 3 条 認定審査においては、次の各号に掲げる要件に基づいて審査を行う。

一 次のイからホまでのいずれかに該当すること

イ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。同号ニにおいて同じ。）において 50 単位以上を修得していること

ロ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 154 条第 1 号から第 4 号までに掲げる学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を除く。）、課程又は施設において、高等学校における 50 単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ハ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）第 4 条に定める試験科目の全てについて合格点を得ていること（同令第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき試験の免除を受けた試験科目を除く。）

ニ 高等学校及び高等専門学校並びに学校教育法施行規則第 154 条第 3 号に掲げる施設並びに同条第 2 号及び第 4 号に掲げる課程において、通算して高等学校における 50 単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ホ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成 13 年文部科学省告示第 167 号）第 2 号から第 5 号までに掲げる者であること

二 大学において 16 単位以上を修得していること（大学入学後に履修して修得した単位に限る。）

三 前二号に掲げる学修の内容が特定の教科・分野等に偏っていないこと

2 出願者の特に優れた業績等により特に考慮すべき事項がある場合、その事項

を考慮して前項に掲げる審査を行うことができる。

(意見の聴取)

第4条 文部科学大臣は、認定審査を行おうとするときは、あらかじめ審査委員会に意見を聴くものとする。

2 審査委員会は、高等学校教育について識見を有する者、大学教育について識見を有する者その他相当と認める者をもって構成する。

3 審査委員会は、前条に定める基準に基づいて審査を行い、意見を述べるものとする。

(審査結果の通知)

第5条 審査の結果は、直接本人宛てに通知するものとし、合格者には、合格証書を送付する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）（抄）

平成13年12月27日13文科高第1396号
 各国公私立大学長、各国立短期大学部学長、各国公
 私立高等専門学校長、国立久里浜養護学校長、放送
 大学長、独立行政法人大学入試センター理事長、各
 都道府県知事、各都道府県教育委員会宛て
 文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策
 局長通知

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成13年文部科学省令第80号）（以下「改正規則」という。））並びに「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成13年文部科学省令第81号）」、「平成13年文部科学省告示第167号（高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件）」及び「平成13年文部科学省告示第168号（学校教育法施行規則第69条第5号の要件を定める件を廃止する件）」が平成13年11月27日に公布されました。

これらの省令及び告示の概要並びに留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺憾のないようにお取り計らい下さい。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、所管又は所轄の学校、学校法人及び準学校法人並びに関係市町村教育委員会へ周知いただくようお願いいたします。

記

第一 学校教育法施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

今回の改正は、第151回国会において学校教育法の一部を改正する法律（平成13年法律第105号）が成立し、大学及び大学院への飛び入学に係る改正が行われたこと（同法第56条第2項及び第67条第2項関係）を受けて行ったものであること。

2 大学への飛び入学関係

(1) 改正の概要及び留意点

ア 飛び入学により入学した学生の転学等について（学校教育法施行規則第69条第5号関係）

(ア) 大学へ飛び入学により入学した学生については、飛び入学を実施した大学に

において責任をもって指導することが基本であるが、やむを得ない事情等により他大学へ転学等する場合には、当該者を転学等により受け入れる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた場合には、大学入学資格を認めること。

- (イ) 飛び入学により入学した学生を転学等により受け入れる大学が大学における教育を受けるにふさわしい学力があるか否かを判断するに当たっては、当該学生の大学における学習の実績を評価し、その学力を判断することが基本となることと考えられること。なお、当該学力は、飛び入学の際に求められる特定の分野における特に優れた資質ではないこと。

イ 飛び入学制度の適切な運用について（学校教育法施行規則第69条の2関係）

- (ア) 飛び入学を実施する大学は、出願者が特に優れた資質を有するか否かを判断するに当たっては、当該出願者が在学する高等学校等の校長、あるいは学校以外の場で活躍している出願者についてはその指導者など出願者の資質を知り得る者からの推薦を求めるなど、特に優れた資質を有するか否かを適切に判断すること。
- (イ) 推薦は、出願者本人の同意の下に、大学が定める分野における特に優れた資質に関して行われるものであり、推薦に当たっては、大学関係者と高等学校関係者等との積極的な意見交換又は連携に努めること。その際、高等学校の校長等が外部の専門家等の助言又は協力を得て推薦を行う等、多様な工夫があり得ること。
- (ウ) この他、飛び入学を実施する大学は、出願者が特に優れた資質を有するか否かを判断するに当たっては、通常の学力試験によらず、面接、小論文等を組み合わせるなどの適切かつ丁寧な方法によるなど、制度が適切に運用されるように工夫すること。

ウ 飛び入学についての自己点検・評価について（学校教育法施行規則第69条の3関係）

大学の教育研究活動等の状況について自己点検・評価及びその結果の公表が義務づけられている（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条）が、制度の透明性を高め、その適切な運用を確保する観点から、飛び入学制度の運用状況についても、各大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表しなければならないことを明確化したこと。

エ 学校教育法第56条第2項に規定する文部科学大臣の定める年数について（学校教育法施行規則第69条の4関係）

大学への飛び入学の要件は、高等学校に2年以上在学したこととすること。

オ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者について（学校教育法施行規則第69条の5関係）

- (ア) 学校教育法第56条第2項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように定めること。
- ① 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に2年以上在学した者（第1号関係）
 - ② 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者（第2号関係）
 - ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者（第3号関係）
 - ④ 文部科学大臣が指定した者（第4号関係）
 - ⑤ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第4条に定める受検科目（資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）のすべてについて合格点を得た者で、17歳に達したもの（第5号関係）

(イ) 配慮事項

- ① 文部科学大臣が認定した在外教育施設については、文部事務次官通知（平成3年11月14日文教海第155号）を参照されたいこと。
- ② 大学入学資格検定に関しては、改正後の学校教育法第56条第2項及び同法施行規則第69条の5第5号により大学に入学が認められる者について、大学入学資格検定規程第8条における取扱いに変更を加えるものではないこと。

カ 飛び入学により入学した学生が専修学校の専門課程に入学することについて（学校教育法施行規則第77条の5関係）

- (ア) 大学へ飛び入学により入学した学生について、当該者が専修学校の専門課程に入学する場合に、当該者を受け入れる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた場合には、専修学校の専門課程の入学資格を認めること。
- (イ) 飛び入学により入学した学生を受け入れる専修学校が高等学校を卒業した者に準ずる学力を有するか否かを判断するに当たっては、当該学生の高等学校等における単位の取得状況や成績、大学における学習の実績等により判断すること。

(2) 留意事項

ア 適切な運用の確保について

飛び入学は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点から特定の分野で特に優れた資質を有する者に早期に大学入学の機会を与え、その才能の一層の伸長を図ろうとする制度であること。

したがって、各大学においては、学生の早期確保のための単なる手段として飛び入学制度を利用することのないよう、また受験競争の激化などを引き起こすこと

がないよう制度の趣旨に沿った適切な運用に努めること。

イ 特に優れた資質について（学校教育法第56条第2項関係）

「特に優れた資質」とは、特定の分野で他に抜きん出て優れた才能であること。これは、分野により異なるが、例えば、総合化する思考力、構想力、斬新な発想や独創的な考えを提起する力、理解の早さ又は意欲の強さなどの点において極めて高い能力を有することなどが考えられること。

ウ 大学の定める分野について（学校教育法第56条第2項関係）

飛び入学の対象分野については、各大学ごとにその教育研究上の理念、実績及び指導体制等を考慮して適切に判断すること。

エ 飛び入学の対象分野に関する教育研究が行われている大学院について（学校教育法第56条第2項関係）

飛び入学を実施する大学においては、飛び入学の対象分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていることが必要であり、募集を行う学部等と当該対象分野に関する教育研究を行う大学院研究科等とは、教育研究上又は教員組織上の密接な連携関係を有していること。

オ 教育研究上の実績及び指導体制について（学校教育法第56条第2項関係）

飛び入学を実施する大学は、教育研究上の実績及び指導体制を有することが必要であり、以下のような実績及び体制を有していること。

- ① 特定の分野における特に優れた資質を伸長するため、適切なカリキュラムを編成するとともに、必要な教員が確保されており、十分な指導体制が整っていること。
- ② 飛び入学により入学した学生が、様々な分野での基礎的な内容を必要に応じ学習することが可能であるようなカリキュラム及び指導体制が整っていること。
- ③ 学生に対する助言体制又は相談体制が整備されていること。
- ④ 円滑に学位が授与されているなど充実した教育研究活動が行われていること。
- ⑤ 募集を行う学部等から大学院への進学の実績があること。

カ 受入体制の整備について

飛び入学を実施する大学においては、入学後の履修方法及び他学部等へ転学部等をさせる上で必要と考えられる事項などについての所要の規程整備等を含めた学内の受入体制の整備をあらかじめ図ること。

キ 学生の募集について

毎年度、募集要項等において、対象者、選抜方法、実施時期、募集人員等について公表すること。なお、募集人員については、既存の定員の内数とし、募集区分を明示した上で、具体的な人員を明記せず、若干名などとして募集を行うことが適当であること。その際、制度の趣旨にふさわしい該当者がいない場合には、募

集人員を充足することを要しないものであること。

なお、選抜の実施時期については、高等学校等の教育に及ぼす影響に配慮して、入学願書の受付を11月1日以降とすること。

ク 大学と高等学校等との連携について

飛び入学を実施する大学においては、飛び入学制度の運用の在り方について、大学関係者や高等学校関係者等による意見交換の場を設けるなどして、その在り方の見直しに努めること。

また、一人一人の多様で特色ある能力や個性の伸長を図る観点からも、公開講座の開設や科目等履修生制度の活用など、大学と高等学校等との連携の促進に努めること。

ケ 飛び入学により入学した学生の取扱いの周知について

飛び入学により入学した学生は、高等学校等を中途退学して大学に入学するという取扱いとなるものであり、飛び入学を実施する大学において、あらかじめこのことについて出願者に周知するなど適切に配慮すること。

(3) 実施計画及び実施状況の報告について

飛び入学を実施する大学は、毎年度、当該年度入学者選抜における飛び入学の実施状況を別紙1の様式により4月末日までに、翌年度の飛び入学の実施計画を別紙2の様式により9月末日までに、文部科学省高等教育局大学課に提出されたいこと（10月以降に飛び入学を新たに実施することを決定した大学は、速やかに別紙2の様式により、同課に提出されたいこと）。

なお、提出された報告書は、文部科学省において一般に公表することを予定しており、したがって、プライバシーに十分配慮して記述されたいこと。

3 (略)

4 改正規則附則関係

(1) 施行期日（改正規則附則第1条関係）

改正規則は、平成14年4月1日から施行するものであること。

(2) 経過措置（改正規則附則第2条及び第3条関係）

ア 改正前の学校教育法施行規則第69条第5号の規定により大学へ飛び入学により入学した学生の大学入学資格に関する取扱いについては、なお従前の例によること。

イ (略)

(3) (略)

第二 (略)

第三 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件について

ア 概要

学校教育法施行規則第69条の5第4号の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定したこと。

- ① 文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程に文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者（第1号関係）
- ② 高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部等に通算して2年以上在学した者（第2号関係）
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、17歳に達したもの（第3号関係）
- ④ 国際バカロレア資格、アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者で、17歳に達したもの（第4号、第5号及び第6号関係）

イ 配慮事項

- ① 外国において12年の学校教育の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に準ずるものについては、文部省大学局長通知（昭和56年10月3日文大大第213号）を参照されたいこと。
- ② 文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程については、文部省高等教育局長通知（昭和60年10月28日文高大第261号）を参照されたいこと。

第四 (略)

別紙1様式・別紙2様式 (略)